

## 独立行政法人国立公文書館における寄附金及び寄附物品の受入れに関する規程

平成18年4月1日 規程第6号

改正 平成23年3月2日 規程第6号

改正 令和7年3月28日 規程第407号

(目的)

**第1条** この規程は、独立行政法人国立公文書館（以下「館」という。）が受け入れる寄附金及び寄附物品（以下「寄附金等」という。）の受入れについて必要な事項を定めることを目的とする。

(寄附金等の受入れの基準)

**第2条** 館に対する寄附金等の申入れについては、当該寄附目的が国立公文書館法（平成11年法律第79号）第11条の目的に則したもので、かつ、当該寄附条件が館の事務事業に支障がないと認められるものについて、これを受け入れることができる。

2 寄附金等は、館長が受領するものとする。

(寄附金等の受入れの条件)

**第3条** 館長は、寄附をしようとする者が次の各号に掲げる条件を付したときは、寄附金等を受け入れることができない。

- 一 寄附金等により取得した財産を無償で寄附者に譲与又は貸与すること
- 二 寄附金等の使用について、寄附者がその会計を検査すること
- 三 前各号に掲げるもののほか、寄附をしようとする者が館に対してその他の反対給付を求めること
- 四 寄附金等の申し出後に、寄附者の意思により、寄附金等の全部又は一部を取り消すことができること

(寄附金等の受入れの手続き)

**第4条** 館長は、第2条の寄附金等の申し出を受けようとするときは、寄附申出書（別紙様式第1号）の提出を受けるものとする。

2 館長は、前項の寄附申出書の提出があった場合において、前条に定める条件に該当し、寄附等を受け入れることが適当でないと認めたときは、寄附辞退書（別紙様式第2号）を寄附申出者に送付するものとする。

3 館長は、当該寄附の内容が適切である認めたときは、寄附金等の受入れの決定をし、寄附等受入通知書（別紙様式第3号）を寄附者に送付するものとする。

(収支報告書の作成等)

**第5条** 館長は、寄附金の使途が特定されているものについては、その執行後、すみやかに寄附金収支報告書（別紙様式第4号）を作成するものとする。

2 館長は、寄附条件に使途の報告義務のある寄附金については、前項の収支報告書を寄附者へ送付するものとする。

(その他)

**第6条** 寄附金等に係る会計処理については、独立行政法人国立公文書館会計規程（平成13年規程第6号）その他会計関係規則等の定めるところにより取り扱うものとする。

**第7条** 公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第2条第7項第4号に規定するものは、本規程にいう寄附物品には当たらないものとする。

**第8条** この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年3月28日から施行する。